

マイナ保険証施行に伴う自立支援医療（精神通院）の 申請等の変更について

マイナンバーカードを保険証として用いる仕組み（マイナ保険証）の実施に伴い、健康保険証廃止後に自立支援医療（精神通院医療）の申請等を行う際は、健康保険情報を確認するため、以下のいずれかをお持ちください。

- ・健康保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し
- ・健康保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」の写し
※被扶養者の場合は、申請者本人のものと、健康保険の被保険者本人のものをお持ちください。
- ・マイナポータルで表示した医療保険の資格情報の画面またはデータを印刷したもの
※被保険者氏名が確認できる状態で印刷ください。

上記のいずれもお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）を用いた情報連携により、健康保険の情報を確認します。